

長崎県立大学附属施設長に関する規程

〔平成20年11月5日
規程第54号〕

改正 平成26年12月2日規程第22号
改正 平成27年3月3日規程第38号
改正 平成29年12月5日規程第28号
改正 平成30年2月6日規程第4号
改正 令和5年2月21日規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人組織規則（平成20年4月1日規則第3号）第12条第4項、第13条第3項、第14条第3項、第15条第3項及び第16条第3項の規定に基づき、附属図書館長、国際交流研究センター長、地域連携センター長、教育開発センター長、NAGASAKIセキュリティベース研究所長（以下「役職者」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正[平成30年規程第4号、令和5年規程第17号]

(職務)

第2条 各役職者は、それぞれの所管する業務を掌理し、円滑に運営するものとする。

(選考)

第3条 各役職者の候補者の選考は、学長が行う。

(選考の時期)

第4条 学長は次の各号のいずれかに該当する場合に、各役職者の選考を行う。

- (1) 役職者の任期が満了するとき
- (2) 役職者が辞任を申し出たとき
- (3) 役職者が欠員となったとき

2 役職者の候補者の選考は、前項第1号に該当する場合にあつては任期満了の1月以前に、同項第2号または第3号に該当する場合にあつては速やかに行うものとする。

(選考の基準)

第5条 役職者の候補者は、本学の専任の教授とする。

(教育研究評議会の意見)

第6条 学長は、役職者の候補者の選考に当たっては、教育研究評議会の意見を聴くものとする。

(任命の申出)

第7条 学長は、第2条の選考を行ったときは、役職者の任命について理事長に申出を行うものとする。

(任期)

第8条 役職者の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第3条第1項第2号又は第3号の事由により選出された者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(解任)

第9条 学長は、役職者が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役職者たるに適しないと認めるときは、理事長に対して解任の申出を行うことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反があるとき

2 学長は、前項の申出をしようとする場合には、当該役職者に対し弁明の機会を与えるものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、役職者の選考及び任期等に関し必要な事項は、教育研究評議会の意見を聴いて学長が定める。

一部改正 [平成27年規程第38号]

附 則

改正 平成26年12月2日規程第22号

改正 平成29年12月5日規程第28号

- 1 この規程は、平成20年11月5日から施行する。
- 2 この規程の施行に際し現に役職者の職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。
- 3 平成27年4月1日に任命される役職者の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。
- 4 平成30年4月1日に任命される役職者の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則(平成26年12月2日規程第22号)

この規程は、平成26年12月2日から施行する。

附 則(平成27年3月3日規程第38号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月5日規程第28号)

この規程は、平成29年12月5日から施行する。

附 則(平成30年2月6日規程第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月21日規程第17号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。